

報告第十二号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した杉並区長等の  
給料の特例に関する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成十六年十月十四日、杉並区長等の給料の特例に関する条例を次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成十六年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区条例第三十五号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

区長及び助役の給料の月額は、この条例の施行の日から平成十六年十一月十四日までの期間に係るものに限り、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号。以下「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、条例別表第一に規定する月額から、区長にあつてはその百分の五に相当する額を、助役にあつてはその百分の二に相当する額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、条例第二条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成十六年十月十五日から施行する。